香川県商工労働部産業政策課

感染拡大防止対策期における対策について

本県においては、4月に入ってから新規感染者数が増減を繰り返していますが、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は30%を下回って安定的に推移し、重症確保病床使用率も10%を下回って推移していることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができている状況にあるものと考えています。

しかしながら、今後、ゴールデンウィークが近づく中で、旅行や帰省などで人の移動が増え、ホームパーティーやバーベキューなど会食の機会も多くなることが予想されることから、引き続き、高い警戒態勢を維持していく必要があることを踏まえ、本県の対策期については、現行の「感染拡大防止対策期」を5月15日まで継続することといたします。

特に、事業所などの職場においても依然としてクラスターが発生していることから、事業者の皆さまには、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力をお願いいたします。特にゴールデンウィーク明けの出勤時にも、これらの感染防止対策が徹底されるようお願いいたします。

つきましては、貴社(団体)におかれましては、「知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い」(資料 1)、「香川県からのお願い(感染拡大を止めるには一人ひとりの意識が要)」(資料 2)、「感染拡大防止対策期における対策について」(資料 3)、「ワクチン接種に関する県からのお願い」(資料 4)を職員の皆さま及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策の徹底につきまして、引き続きご協力をお願いします。

特に、資料2、資料4につきましては幅広い周知にご協力をお願いいたします。 資料2は、各関係先(施設や店舗、事業所など)において目立つ場所に掲示いただくなど によりご周知いただけますと幸いです。

※次のとおり県ホームページにもデータを掲載しています。

資料 2 (横型) https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/32157/paneru8_2.pdf (縦型) https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/32157/paneru9_2.pdf

資料4 https://www.pref.kagawa.lg.jp//documents/32157/paneru7.pdf

○お問い合わせ先香川県商工労働部産業政策課担当 福江・佐藤TEL 087-832-3350